

令和8年執行衆議院議員総選挙

令和8年2月2日現在

## 投票区数及びポスター掲示場数

選挙区名	投票区数 (投票所数)	ポスター 掲示場数	選挙区名	投票区数 (投票所数)	ポスター 掲示場数
青森市	105	602	弘前市	96	97
むつ市	69	397	黒石市	16	122
平内町	16	116	五所川原市	25	191
今別町	4	33	つがる市	(※)	16
蓬田村	4	31	平川市	23	166
外ヶ浜町	7	80	鰺ヶ沢町	(※)	8
野辺地町	8	63	深浦町	21	165
横浜町	7	56	西目屋村	3	24
六ヶ所村	12	73	藤崎町	11	74
大間町	6	40	大鰐町	19	121
東通村	20	100	田舎館村	5	41
風間浦村	5	32	板柳町	12	66
佐井村	8	64	鶴田町	14	82
第1区計	271	1,687	中泊町	(※)	36
八戸市	92	630	第3区計	273	1,364
十和田市	45	333	合計	880	5,318
三沢市	43	229			
七戸町	18	130			
六戸町	10	77			
東北町	21	94			
おいらせ町	20	136			
三戸町	20	130			
五戸町	15	111			
田子町	12	94			
南部町	18	137			
階上町	12	90			
新郷村	10	76			
第2区計	336	2,267			

このほか、単独設置共通投票所 3(※)  
(弘前市1、つがる市1、平川市1)

&lt;参考&gt;

共通投票所計 31 (※の計)

○施行令第110条の4第2項第1号

(ポスター1枚当たりの公費負担限度額)

ポスター作成に係る公費負担の限度額は、契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(限度額あり)に作成枚数(確認枚数)を乗じた金額で、次のとおり算出されます。

単価( )円

$$= \frac{316,250\text{円} + 293,440\text{円} + 30.73\text{円} \times (\text{ポスター掲示場} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$$

(単価は、1円未満の端数は切上げ。)

単価( )円 × 確認された枚数 = 限度額

ポスター1枚当たりの作成単価の公費負担限度額

選挙区	単価(円)
第1区	384
第2区	293
第3区	467